

おわりに

800 ページを超える本報告書の膨大な編集作業を終えるにあたり胸に去来することは多い。なかでも、本検証作業に協力して語りづらいことをあえて語ってくださった方々の今は最たるもの一つである。

2004（平成 16）年 8 月 18 日（水）～19 日（木）駿河療養所での現地検証会議において、国の対応に対してのみならず入所者の運動についても手厳しい意見陳述を行った西村時夫氏は、わずか 1 カ月半後の同年 10 月 2 日、ガンのため 62 歳で還らぬ人となられた。陳述の折に述べられた「間もなく私たちはこの世からいなくなります。私たちがいなくなった時、ハンセン病に対する偏見と差別だけは残ってほしくない。もう患者はいないけれど、あの病気は怖い病気だった、という残り方だけは絶対にしてほしくない。ハンセン病回復者の人権が回復されて、私たちは死にたい」という言葉は文字通り遺言になった。

辛酸を極める人生を強いられたにもかかわらず、訪ねた検証会議委員に自分はもはやひとりぼっちではないと次のように語ってくれた在宅治療患者の遺族は今、受刑者として厳寒の刑務所にある。

母死亡後も私は、鳥取県や保健所のこれまでの不親切な対応が理解できず、繰り返しその理由を尋ねていました。「菌が検出されなければ入所の必要性はない」といいながら、在宅治療となった患者について何の指導も援助も行わなかったのが何故なのか、真相を知りたかったのです。患者を社会の中で生活させれば、ハンセン病に対する偏見差別に患者も家族も直接さらされるのです。それがわかっているのに、行政はなぜ偏見差別をなくす活動に取り組まないのか。また、誰にも相談できない悩みだからこそ、行政の相談窓口が必要となるのに、なぜそれを教えてくれないのか、わからないことだらけでした。私がハンセン病の母をもって一番つらかったのは、相談できる人が誰もいないということでした。ところが、今度の私の刑事事件のことで、ハンセン病患者の家族会の人たちを始めたくさんの人達が、減刑嘆願の署名を集めてくれました。わたしは、自分が欲しかったのはこれだ、と思いました。家族会の人達にめぐりあえて、ようやく気持ちがらくになりました。自分はひとりぼっちではないとわかったからです。

日本の統治下、誤った日本のハンセン病政策によって小鹿島に強制隔離され、今も同島に住む 1921（大正 10）年生まれ男性は、訪問した検証会議委員の聞き取りに応じてくださった。15 歳のとき発症し、巡査が来て「小鹿島に行けば病気は治る」「食料も十分にある」といわれ、1941（昭和 16）年に隔離に応じたが、食料は乏しく、毎日、星を見て労働に出かけ、星を見て帰るという生活であった。労働の内容は、レンガ作り、たきぎ集め、吹作りなどで、看護長は「患者 10 人より松の木 1 本の方が大事」といって憚らず、この強制労働で傷を負っても、働かされ続け、それが原因で、手の指 10 本と両足を失った。食事の量は、男性ひとりが 1 日、米 2 合とサクラ麦で、それを 3 回に分けて食べた。このような内容であった。日本文化の全面開放が進む韓国にあって、彼が描く日本、

日本人とはどのような像であろうか。

また、次のように苦衷を吐露してくれた三重県元「専門職員」の“今”も忘れることはできない。

国家賠償の裁判が起きてから、まるで自分が責められているような気がしていた。ただ、俺は30年専門職員をやってきてどうだったのか、無理強이었다のだろうか、強制したのだろうか、と自問してきた。本当の強制収容はしたことはないと思っても、結果的には強制してきたことになるのではないか、という思いがある。

私たちは、本検証会議を通じて多くの真実に接することができた。この真実は、ハンセン病強制隔離政策を生み出した「悪魔的な精神」を際立たせるものである。だが、真実にもまして人々の心を動かすのは人間の魂の叫びである。すでに国等に提出した『被害実態調査報告』及び『胎児等標本調査報告』と同様、本『最終報告書』の編集において私たちがもっとも留意したのは、この真実と魂の叫びを伝えることであった。西村氏の遺言を私たちは正しく伝えることができただろうか。もはやひとりぼっちではないという遺族の今の心境を正しく伝えることができただろうか。日本海の向こうからの訴えについても、日本国内のそれと同様に正しく伝えられただろうか。元「専門職員」の苦衷はいかがであろうか。

本検証作業を通じて私たちは多くのことを学ぶことができた。被害観も一変した。被害を語ることの難しさを繰り返し教えられた。被害は死ぬまで続くのだということも実感した。被害者という決め付けに抵抗があるということも知った。被害が新たな差別・分断を招きうるという視点をもつこともできた。それでは、本報告書にこの学びの成果をも十分生かすことができただろうか。

不安は少なくないが、これらのことを行いえたとすれば、検証会議一同の喜び、これに勝るものはない。

2005年3月末をもって検証会議は任務を終える。ハンセン病問題の解決に進むための役割をより広く国、そして社会へと引き継ぐこととなる。本報告書はその引継ぎのためのバトンの役割を担うものともいえる。私たちのまいた一粒の種が芽を出し、やがて木にまで育ち、病者とその家族を覆う豊かな癒しの森がこの国に実現することを心より願いながら、本事業を委託された厚生労働省ならびに国民の皆様に対し、ここに私たち検証会議の活動をご報告するものである。

2005年3月1日

財団法人日弁連法務研究財団ハンセン病問題に関する検証会議
一同

ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書

発行日 2005年3月1日
発行 財団法人日弁連法務研究財団
編集 ハンセン病問題に関する検証会議
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
弁護士会館14階
(財)日弁連法務研究財団内

電話 03(3500)3658
FAX 03(3500)0055
URL <http://www.jlf.or.jp>

